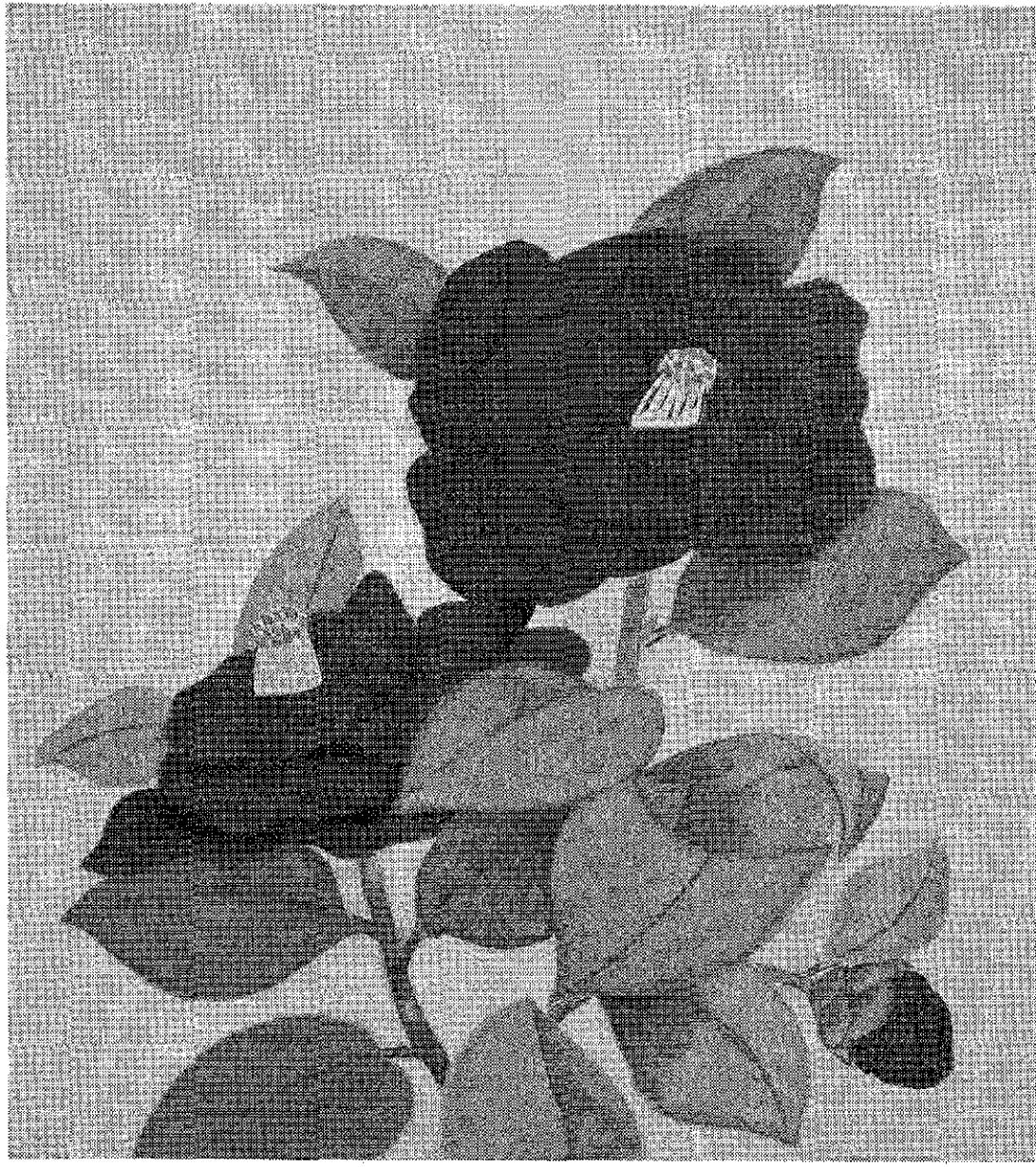


新潟県 公民館月報

昭和59年4月号

発行所 新潟県公民館連合会
【新潟市川端町2-9・県林業会館内】
【電話・新潟(0252) 24-6073】
【振替新潟0-4049】

発行人 会長 石井耕一
編集人 事務局長 本田清
【定価1部 100円 合計・年額 1,200円】



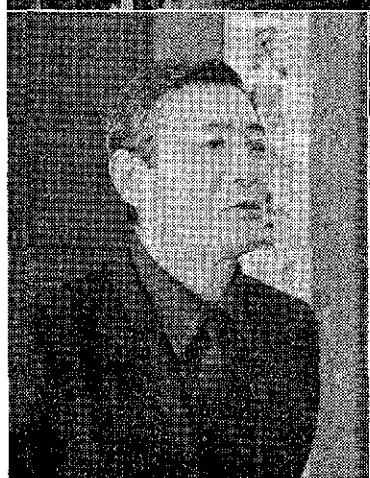
ヤブツハキ

単にツバキと呼んでいるものには栽培、改良されたツバキと、その基本種であるヤブツバキ。海岸近くに生えているヤブツバキがある。ともに葉柄には毛がなくヤブツバキの花は赤色で半開であるが、栽培種になるとよく開き、一重と八重咲きがあり赤色・白色・絞りなど多様である。基本種は日本海側では秋田県男鹿半島まで北進している。県内では特に小木半島に多くある。田切須には大ツバキが生存し、幹周一九四センチ、樹齢七〇〇年と推定される。最近、分水町国上山山腹で新潟市的小野塚敏雄によつて、花びらが三枚の三弁ツバキが発見された。ヤブツバキの枝変わりで、花の直径三四センチの紅色。

「紅三光（くれないさんこう）」と命名され話題を呼んでいる。



(新潟会館で開かれた主事連絡会議)



「公民館今昔」を講演する松本十三雄氏)

過去と現在を直視して

第一回主事連絡会議開く

四月九日、新潟市の新潟会館で第一回主事連絡会議が開かれた。この会議は、各都市公連事務局を担当している職員の皆さんが、各都市公連がかかるべき課題や、公民館の現状についての情報交換を図るため、県公連の現状と事業について知りたい、今後の組織活動に活かそうと、いざ開かれたもの。

この日、参加した約百名は、三十五都市のうち二十六都市の代表。

はじめに石井会長が「かつて新潟は福岡とともに天公連は、

准だ。全員一堂にまとめて食事のあと、午後から一時間半十分にわたり「公民館今昔」と題して、前

潟市社会教育課長松本十三雄氏の講演を聞いた。要旨はお次

のとおり。

「公民館に連長を置き、主事を他の必要な職員を置くことができること」という社教法第27条があり、「まだ生きていることは、どうしたことだらぶ。草創のころは、主事の義理でないと、連長は、どうぞ採り入れ、連長を生かしながら努力したものだ。現在は逆に、事例がある過ぎて困るほどのではないか。

新津市の社会教育課長時代、講座等の事業を実施するに際して、案内状を本人のほか、親、雇い主にも出すことだが、案内状送付成功したことがある。案内状送付には手間がかかるが確かに成果はあたので、はじめに総合視していた市の幹部も見直してくれた。費用、成果があったからといって現在もというわけにはいかない。「一枚の手紙がわかる」というのが、過去から現在までの歴史を知り、これから活動に生かそうとすることは大切なことだ。

「一枚の手紙がわかる」という経験のなかで、中心となる主事の役割の重要性と、それに対する法制度の改善のため、組織としても努力している」とことなことについてあたっては、必ずしも断つておらず、これが希望される。」

この会議は、本年度中にもう一度開催されることになっている。

総集版

全公連では15年前に発行した「公民館のあるべき姿と今日的指標」の復刻再刊の要望に答えて、

新しく第一次の成案を合

本し、「総集版」を発行

した。

A5版・布マロース仕

上巻三五〇ページ

価格二千五百円(送料別)

申込み先

新潟県公連会事務局

TEL. 011-241-1011

公民館関係法令・解説

公民館長・公民館主事・公民館職員・公民館運営審議会委員・社会教育主事・社会教育委員・教育委員会関係者・公民館を利用する人・社会教育関係団体関係者等の必携の書として広く活用されています。

◎内容

教育基本法・社会教育法・社会教育法施行令・公民館の設置及び運営に関する基準規程・通達「公民館基準の取扱いについて」解説つき。

A5判34ページ 1部300円(送料実費)

◎お申し込み先

〒951 新潟市川端町2-9 県林業会館内

県公民館連合会事務局 電話 0252(24)6073

つくり研究集会から

3倍、利用者数で3.6倍となった。

高田、上条2地区のコミュニティセンター兼公民館が竣工の予定。

2. コミュニティ柏崎方式

昭和49年度の市公民館研究大会で、柏崎市におけるコミュニティづくりの基本原則として、次の3点が確認され、以来「コミュニティ柏崎方式」と呼ばれ、今日に至っている。

- ・地域 おおむね現在の公民館の対象区域、すなわち第1次 活躍域とする。

- ・施設 公立民営とする。コミュニティセンターは市が建設をし、その管理、運営は地域住民の責任で行なう。

- ・活動 住民主体の地域活動である。住民が主体となって、地域の課題を解決してゆく活動である。

3. コミュニティづくりと公民館

柏崎市では現在、全市公民館共通の運営方針、目標、努力事項を次のように掲げて活動を進めている。

- ・運営方針 地区公民館を中心、市民の主体的な生涯学習活動を助長し、コミュニティづくりを促進する。

・目標

- ・生涯教育の振興
- ・コミュニティづくりの促進

・努力事項

- ・生涯教育の振興 (内容は省略)

- ・コミュニティづくりの促進

コミュニティ意識の高揚 市民のコミュニティ意識を高揚し、コミュニティづくりを促進する。

機関、団体等との連携 地区内の諸機関、諸団体と連意とし、コミュニティづくりを促進する。

- ・人材の発掘と養成 (内容は省略)

また、「公民館のコミュニティづくりに果たす役割」として、次の考え方でコミュニティづくりを促進している。

(1) 公民館は、コミュニティづくりにおける社会教育活動の中核である。社会教育の部面の働きに真正面から取り組むという意味での中核である。

(2) 公民館は、コミュニティづくりにおける住民学習活動の推進役である。地域における 活課題を掘り起す住民学習活動の推進役である。

(3) 公民館は、コミュニティづくりにおける公と民を結ぶ

パイプである。住民の通常感と自治能力を高めるための公と民を結ぶパイプである。

4. コミュニティづくりの課題

以上のような「コミュニティづくりの歩み」と、「コミュニティ柏崎方式」、「コミュニティづくりと公民館」についての考え方をふまえて、柏崎市におけるコミュニティづくりの課題として、次の課題をあげたい。

(1) 基本的な課題

- ・住民のコミュニティ意識をどのように高めるか。

この課題は、コミュニティづくりの基本的課題であるとともに社会教育課題でもあり、また、地域における社会教育の中心的な施設である公民館の課題でもある。

(2) 今日的課題

- ・コミュニティリーダーをどのように養成するか。

- ・地域の課題をどのように発掘するか。

- ・地域課題解決のための活動をどのように進めるか。

- ・新長期発展計画とコミュニティづくりをどのように関連づけるか。

- ・青年のコミュニティづくりへの参加をどのように進め るか。

5. むすび・この研究集会がめざすもの

柏崎市は、長期発展計画による施設整備とあわせて組織づくりも着実に進み、コミュニティづくりと 活動への気運が急速に高まっている。

しかし柏崎市のコミュニティづくりは、前述したような基本的な課題をはじめ、今日的課題を抱えて、その真面が問われてもいる。

現在、新長期発展計画の策定が行われつつあるが、この策定と実施にあたっては、コミュニティづくりをとおしての住民参加、特に青年たちの参加が重視されなければならない。

この研究集会で新長期発展計画とコミュニティづくりとの関連、特に青年たちのコミュニティづくりへの参加をどのように進めるかについて、研究協議をお願いいたしたい。

明年昭和60年、1985年は、「国際青年年」であり、また市制施行45周年という記念すべき年でもある。

(柏崎市中央公民館参事兼事務長)

公民館の目的と理念

1. 公民館活動の基底は人間尊重精神の展開

2. 公民館活動の核心は生涯教育態勢の確立

3. 公民館活動の目標は住民自治能力の向上

「公民館のあるべき姿と今日的指標」より要約

問題提起

第11回柏崎市コミュニティー

はじめに

柏崎市のコミュニティ関係者が一堂に会して、コミュニティづくりの課題と展望について研究、協議する「柏崎市コミュニティづくり研究集会」は、昭和49年度春の第1回研究集会以来毎年開かれ、ことしは第11回研究集会を開くに至った。

この節日の研究集会にあたり、柏崎市におけるコミュニティづくりの歩みをあらためて振り返るとともに、「コミュニティ柏崎方式」をはじめ、コミュニティづくりと公民館の関係、コミュニティづくりの課題等についての共通理解を確認し、それらをふまえて以下第11回研究集会の問題提起をいたしたい。

1. コミュニティづくりの歩み

- (1) 昭和46年度 市内中鶴石地区が自治省のモデルコミュニティ地区に指定された。
- (2) 昭和47年度 新しい地区住民組織として「中鶴石地区コミュニティ振興協議会」が結成され、中鶴石地区コミュニティセンター兼公民館が竣工した。

- (3) 昭和48年度 市政の重点施策のひとつに「生涯教育とコミュニティプラン」が取り上げられ、全市各地区的コミュニティセンター兼公民館の施設整備計画が策定されることになった。

市民館連絡協議会等主催の第1回柏崎市コミュニティづくり研究集会が開催され、以来恒例事業となった。

- (4) 昭和49年度 「健康で明るく自由で豊かなまち柏崎」をめざす柏崎市長期発展計画が策定され、目標年次の昭和60年度までに、全市24地区にコミュニティセンター兼公民館が整備されることになった。「コミュニティ柏崎方式を探る」を主題とする市民館研究大会で、柏崎市におけるコミュニティづくりの基本原則が別記「コミュニティ柏崎方式」のようになに確認された。

南鶴石地区 コミュニティセンター兼公民館が竣工した。

中鶴石地区をはじめ全市6地区公民館に各1名、計6名の地区指導員(非常勤有給特別職員)が配置され、3か年計画で全地区公民館に配置されることになった。

- (5) 昭和50年度 昭和60年度を目標年次とする柏崎市長期発展計画がスタートした。西中通、北条2地区のコミュニティセンター兼公民館が竣工した。

この年(1~12月間)の全市コミュニティセンター兼公民館の利用数は5,968件、143,107人であった。

- (6) 昭和51年度 全市公民館の目標と重点目標が次のように

に決定された。

- ・目標 健康で明るく自由で豊かなまちをめざして、主体的な生涯教育活動をすすめる市民。
- ・重点目標
 - ・生涯教育の振興
 - ・コミュニティづくりの促進

第27回新潟県公民館大会を当市に迎え、大会主題「公民館のコミュニティづくりに果たす役割」について、地元として別記のような提案をした。

松波地区コミュニティセンター兼公民館が竣工した。

- (7) 昭和52年度 市内各地区コミュニティ組織の連絡協議体として「柏崎市コミュニティ連絡協議会」が結成され、市公民館連絡協議会等と共催の「第1回柏崎市コミュニティまつり」が開催され、以来全市各地区的コミュニティづくりと公民館活動、そして公民館利用団体の日常活動の成果を交流、交歓し合う恒例事業となった。

田尻、北鶴石、鶴川3地区のコミュニティセンター兼公民館が竣工した。

- (8) 昭和53年度 全市各公民館に各1名、計21名の地区指導員が配置された。昭和49年度に地区指導員が配置され始めてから4年目になる。

比角、枇杷島2地区のコミュニティセンター兼公民館と、椎谷地区的コミュニティセンターが竣工した。

- (9) 昭和54年度 黒姫地区コミュニティセンター兼公民館が竣工した。

半田公民館が新設され、全市公民館は22地区公民館となった。

- (10) 昭和55年度 大洲地区コミュニティセンター兼公民館が竣工した。

「柏崎市公民館における生涯教育の振興策」が、公民館運営審議会から答申された。

- (11) 昭和56年度 中通、高浜2地区のコミュニティセンター兼公民館が竣工した。

南鶴石地区 コミュニティセンター兼公民館が竣工した。

- (12) 昭和57年度 荒浜、半田2地区のコミュニティセンター兼公民館が竣工した。

公民館、コミュニティ振興懇談会が開催された。

全市公民館の運営方針・目標が別記のように決定され

現在に至っている。

- (13) 昭和58年度 「柏崎市公民館の充実、振興策」が、公民館運営審助会から答申された。

この年(1~12月間)の全市コミュニティセンター兼公民館の利用数は117,617件、516,166人となり、長期発展計画がスタートをした昭和50年に比較して利用件数で

柏崎市 の コ ミ ュ ニ テ イ づ く り

柏崎市中央公民館
徳間助夫

公民館総合補償制度早わかり表

「公民館総合補償制度」と全国町村会で団体契約している「総合賠償保険」との補償対象や補償限度額の対比について現場からの問い合わせがある。つまり、どちらの方がメリットがあるかということのようだ。これは、ひとくちに説明はできないが、簡単にいうと次のようになると思う。

町村会の「総合賠償保険」は、市町村の施設で行なわれた事業等にともなう補償が中心で、範囲が限定される面があるが、「公民館総合補償制度」の場合は、施設の現場だけでは

なく、公民館の事業の行なわれた一切の場所、たとえば、他県の山の上であろうと乗り物の中であろうと対象に入るということである。また市町村の総合賠償保険には通院補償がないが、公民館総合補償制度には、それがある。

それぞれの補償対象はダブルものも当然あるが、両方加入していれば、両者から補償額が支払われることになる。したがって市町村の「総合賠償保険」に加入している市町村の場合でも「公民館総合補償制度」に加入することは、充分なメリットがある。

制度別	制度の主旨	対象となる事故	支払われる補償金		
				行事参加者一名あたり	(一年間)
● 本制度に加入の対象となる公民館は中央公民館・地区館・分館・自治館の名称を問わず、一公民館一加入単位となります。	公民館が主催する各種行事への参考 加者を対象とした無記名年間包括の傷害補償制度。	公民館が主催する行事に参加中の者がケガをした場合、そのケガの程度に応じて定額で補償金が支払われます。 死亡・後遺障害の場合も同様です。	死亡補償金 三五〇万円 後遺障害補償金(最高) 三五〇万円 入院補償金 一日につき 一、五〇〇円 通院補償金 一日につき 一、〇〇〇円 (入院一八〇日・通院九〇日を限度とする)	死亡補償金 三五〇万円 後遺障害補償金(最高) 三五〇万円 入院補償金 一日につき 一、五〇〇円 通院補償金 一日につき 一、〇〇〇円 (入院一八〇日・通院九〇日を限度とする)	死亡補償金 三五〇万円 後遺障害補償金(最高) 三五〇万円 入院補償金 一日につき 一、五〇〇円 通院補償金 一日につき 一、〇〇〇円 (入院一八〇日・通院九〇日を限度とする)
上を含む) を補償する記名式による制度。 注 「地方公務員の災害補償法」と重複する場合がありますのでご注意下さい。	公民館職員の業務上災害(通勤途上を含む)を補償する記名式による制度。	公民館の施設管理を運営のミスにより発した賠償責任を対象とする制度。 注 「スポーツ賠償責任」と重複する場合がありますのでご注意下さい。 また、全国市長会・全国町村会が実施の「スポーツ賠償責任保険」に入加入していない市町村公民館におすすめします。	公民館の施設や設備または公民館業務遂行によって公民館利用者や行事参加者または第三者にケガを与えた結果、賠償請求を受け、それにより法律上の賠償責任を負担しなければならない場合、補償金が支払われます。	一事事故あたり 補償最高限度額 二、〇〇〇万円 免責金額 なし	一事事故あたり 補償最高限度額 二、〇〇〇万円 免責金額 なし
度とする)	加入職員一名あたり 死亡補償金 三〇〇万円 後遺障害補償金(最高) 三〇〇万円 入院補償金 一日につき 三、〇〇〇円 通院補償金 一日につき 二、〇〇〇円 (入院一八〇日・通院九〇日を限度とする)	公民館職員一名につき (一年間) 四、八〇〇円 注 公民館数の計算は上記に同じ。	公民館につき (一年間) 四、八〇〇円 注 公民館数の計算は上記に同じ。	公民館につき (一年間) 四、八〇〇円 注 公民館数の計算は上記に同じ。	公民館につき (一年間) 四、八〇〇円 注 公民館数の計算は上記に同じ。

